

令和6年度 剣道段位審査会開催要項

1 審査期日・審査会場・審査範囲・申込期日

第1回剣道段位審査会 **初段～五段** 令和6年5月19日(日)
場 所 ロート奈良武道場(奈良市中央武道場)
受 付 9時～9時15分
申込期日 令和6年4月23日(火) 必着

第2回剣道段位審査会 **初段～五段** 令和6年8月4日(日)
場 所 ロート奈良武道場(奈良市中央武道場)
受 付 9時～9時15分
申込期日 令和6年7月9日(火) 必着

第3回剣道段位審査会 **初段～五段** 令和6年11月24日(日)
場 所 ロート奈良武道場(奈良市中央武道場)
受 付 9時～9時15分
申込期日 令和6年10月29日(火) 必着

第4回剣道段位審査会 **初段～五段** 令和7年2月16日(日)
場 所 ロート奈良武道場(奈良市中央武道場)
受 付 9時～9時15分
申込期日 令和7年1月21日(火) 必着

2 申込方法 申込用紙(様式1・様式2・様式4をA4にコピー)に必要事項を記入の上、所属団体を通じて一括して申し込むこと。

初段受審者は1級証書の写しを提出すること。

学科試験の解答用紙を同封すること。

3 受 審 料 団体用事業要項に付いている払込取扱票を必ず使用し、払込受領証の写しを様式2に添付すること。

4 申 込 先 〒630-8115 奈良市大宮町5丁目3-14 不動ビル505号
一般財団法人 奈良県剣道連盟

5 合格者登録 合格者には、登録料納付払込取扱票を発行するので、各自1週間以内に所定の登録料を振り込むこと。

なお、振り込みの無い場合は合格を取り消す。

6 審査科目

初段	実技稽古2回	日本剣道形太刀の形1本目より3本目	学科
二段	実技稽古2回	日本剣道形太刀の形1本目より5本目	学科
三段	実技稽古2回	日本剣道形太刀の形7本	学科
四段	実技稽古2回	日本剣道形太刀の形7本・小太刀の形3本	学科
五段	実技稽古2回	日本剣道形太刀の形7本・小太刀の形3本	学科

※実技合格者は形審査を受けることが出来、形審査合格者は学科審査を受けることが出来る。

※学科審査については、76ページから78ページの受審する段の解答用紙を、A4サイズにコピーし、受審段位、所属団体、氏名、解答を鉛筆で書き、申込書と一緒に提出すること。提出された解答用紙は返却しない。

初段から三段は、全日本剣道連盟発行の剣道学科審査の問題例と解答例を参考に出题する。

なお、本年度の問題は75ページに掲載。

※社会体育指導員資格初級の認定を受けた者は、五段の学科審査を免除する。

その場合は、認定証のコピーを申込書に添付すること。

7 受審資格

初段	1級受有後6ヶ月以上修業した者で、満13歳以上の者
二段	初段受有後1年以上修業した者
三段	二段受有後2年以上修業した者
四段	三段受有後3年以上修業した者
五段	四段受有後4年以上修業した者

※年齢基準は審査当日 ※段位取得の基準は月単位。

8 審査料及び登録料（平成31年4月1日施行）（消費税込み）

段位別	審査料	登録料	備考
初段	4,500円	9,500円	満70才以上登録料減額 ▲ 4,750円
二段	6,800円	12,000円	満70才以上登録料減額 ▲ 6,000円
三段	9,000円	15,500円	満70才以上登録料減額 ▲ 7,750円
四段	11,300円	20,500円	満70才以上登録料減額 ▲ 10,250円
五段	13,500円	26,500円	満70才以上登録料減額 ▲ 13,250円

9 審査会場

ロート奈良武道場（奈良市中央武道場）

奈良市法蓮佐保山4-1-2

電話 0742-26-1060

10 その他

- ① 審査当日の申し込みは不可。
- ② 受審者は一般財団法人 奈良県剣道連盟の会員であること。
- ③ 審査当日の欠席については、特別の事情が認められない限り審査料は、原則として返戻しない。

なお、審査日の二日前の正午までに剣道連盟事務局に電話またはFAXにて取消の連絡があった場合は、所定の手数料を差し引き、審査料を返戻する。

- ④ 形または学科審査の不合格者は、その科目を再受審することができる。「再受審」の受審期間は、不合格となった当該審査月から1年以内とし、回数は1回限りとする。段位審査申込書に再審査申込書(黄色の用紙)を添付し申し込むこと。再審査の審査料は初審と同額とする。
- ⑤ 受付時間に遅れると受審できない。
- ⑥ 合格登録者には後日証書を、申し込みをした所属団体に送付する。
- ⑦ 申込書に記載された個人情報、参加資格の確認等、審査運営業務のみに使用する。
- ⑧ 全剣連の感染拡大予防ガイドラインを遵守し、マスクまたはシールドを着用すること。
主催者は、応急手当以外の責任を負わない。
スポーツ安全保険等に加入すること。
受審者は67ページの受審票を必ず提出すること。
- ⑨ 提出された申込み書類一式は、返却しない。